

受給には手続きが必要です

令和 6 年
10月31日まで

低所得世帯物価高騰対策給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 受給の有無に関わらず、令和5年度に実施された低所得者対象（非課税世帯：7万円、または均等割のみ課税世帯：10万円）の給付金の対象となっていた世帯を除きます。

給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

給付金の支給時期

真庭市が確認書(または申請書)を受
理した日から1ヶ月以内が目安です。
※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

真庭市から確認書が届いた方はコチラ

令和6年度から新たに世帯全員が

「住民税均等割が非課税」となった世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和6年6月4日以降に支給対
象となった世帯や
DV等避難者等特別な配慮を要
する場合など

手続きや要件の詳細は
裏面 **I** をご確認ください。

手続きや要件の詳細は
裏面 **II** をご確認ください。



低所得世帯物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度から新たに住民税非課税となった世帯

令和6年6月3日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、真庭市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 中身を確認して、同封の返信用封筒で返信してください。
- 【注意事項】

確認書が届いた方



令和6年10月31日（木）（当日消印有効）

までに確認書を返信してください。

（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）

II 令和6年6月4日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請期限：**令和6年10月31日（木）（当日消印有効）**
- 申請方法：真庭市低所得世帯物価高騰対策給付金申請書に記入し必要書類を添付して提出してください。
- 申請書類等は真庭市のホームページからダウンロードしてください。



こども加算について

- 対象となる世帯には、真庭市から別途、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童が含まれている場合、当該児童1人につき5万円の給付を追加で受けられます。
- こども加算用の確認書を提出することで申請できます。



お問い合わせ

真庭市給付金コールセンター

電話番号 0570-05-5013

受付時間 午前8時30分～午後8時（土日、祝日も対応）

※本事業は真庭市の委託事業です。